

平成30年度決算に基づく

仙台市健全化判断比率・
資金不足比率審査意見書

仙台市監査委員

H31 監 監 第 760 号

令和元年 8 月 27 日

仙台市長 郡 和 子 様

仙台市監査委員	寺 田 清 伸
同	須 藤 裕 州
同	倉 林 千 枝 子
同	赤 間 次 彦

健全化判断比率・資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率及びそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

目 次

平成30年度決算に基づく仙台市 健全化判断比率・資金不足比率審査意見

健全化判断比率審査

第1 審査の対象	1
第2 審査の期間	1
第3 審査の方法	1
第4 審査の結果	1
第5 健全化判断比率の状況	2
(1) 実質赤字比率	2
(2) 連結実質赤字比率	3
(3) 実質公債費比率	4
(4) 将来負担比率	5

資金不足比率審査

第1 審査の対象	7
第2 審査の期間	7
第3 審査の方法	7
第4 審査の結果	7
第5 資金不足比率の状況	8
(1) 下水道事業会計	8
(2) 自動車運送事業会計	8
(3) 高速鉄道事業会計	9
(4) 水道事業会計	9
(5) ガス事業会計	10
(6) 病院事業会計	10
(7) 中央卸売市場事業特別会計	11
(参考)算定式及び用語の説明	12

平成 30 年度決算に基づく仙台市健全化判断比率審査意見

第 1 審査の対象

平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

上記比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

令和元年 8 月 1 日から同年 8 月 22 日まで

第 3 審査の方法

審査は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の計算が正確であるか、その算定の基礎となる書類が適正に作成されているかについて、関係資料との照合、財政局長等からの説明聴取等の方法により実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも適正に作成された書類に基づき正確に算定されていると認める。

下の表に記載のとおり、各比率とも早期健全化基準を下回っている。

健全化判断比率	平成 29 年度	平成 30 年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	11.25 %
連結実質赤字比率	—	—	16.25 %
実質公債費比率	8.2 %	7.2 %	25 %
将来負担比率	101.1 %	85.5 %	400 %

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がない場合は「—」で表示した。

第5 健全化判断比率の状況

各種健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(1) 実質赤字比率

$$\begin{array}{l}
 \text{(実質赤字比率)} \quad [\quad - \quad] \quad = \quad \frac{\text{(一般会計等実質赤字額)} \quad [\quad - \quad]}{\text{(標準財政規模)} \quad 276,712,919 \text{ 千円}}
 \end{array}$$

標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税交付額と臨時財政対策債発行可能額を加算した額をいう。

一般会計等実質収支額は 3,311,242 千円の黒字となっており、実質赤字額は発生していない。

なお、一般会計等実質収支額の対前年度比較は第1表のとおりであり、前年度 3,642,500 千円に比べ 331,258 千円減少している。これは、一般会計の実質収支額が減少したこと等による。

第1表(一般会計等実質収支額の対前年度比較)

(単位：千円)

項 目	29年度	30年度	増 減
歳入総額 ①	647,802,608	634,112,638	△ 13,689,970
歳出総額 ②	631,871,686	620,737,570	△ 11,134,116
歳入歳出差引額 ③=①-②	15,930,922	13,375,068	△ 2,555,854
翌年度に繰り越すべき財源 ④	12,288,422	10,063,826	△ 2,224,596
一般会計等実質収支額 ③-④	3,642,500	3,311,242	△ 331,258

(2) 連結実質赤字比率

$$(連結実質赤字比率) [\quad - \quad] = \frac{(連結実質赤字額) [\quad - \quad]}{(標準財政規模) 276,712,919 \text{ 千円}}$$

連結実質収支額は 38,221,116 千円の黒字となっており、連結実質赤字額は発生していない。

なお、連結実質収支額の内訳及び対前年度比較は第2表のとおりであり、連結実質収支額は前年度 41,651,524 千円に比べ 3,430,408 千円減少している。これは、水道事業会計及びガス事業会計の資金剰余額が増加したものの、国民健康保険事業特別会計の実質収支額、下水道事業会計の資金剰余額が減少したこと等による。

第2表(連結実質収支額の内訳及び対前年度比較)

(単位：千円)

項 目		実質収支額又は 資金不足額・剰余額		増 減	
		29年度	30年度		
一般会計等		3,642,500	3,311,242	△ 331,258	
一般会計		3,583,645	3,245,112	△ 338,533	
一般会計等に属する特別会計	都市改造事業特別会計	0	0	0	
	公共用地先行取得事業特別会計	0	0	0	
	公債管理特別会計	0	0	0	
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	0	0	0	
	新墓園事業特別会計	58,855	66,130	7,275	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	3,373,154	216,231	△ 3,156,923	
	駐車場事業特別会計	7,749	0	△ 7,749	
	介護保険事業特別会計	2,649,385	2,127,771	△ 521,614	
	後期高齢者医療事業特別会計	72,224	77,440	5,216	
公営企業会計	法適用企業	下水道事業会計	10,316,636	9,192,471	△ 1,124,165
		自動車運送事業会計	△ 634,971	△ 439,012	195,959
		高速鉄道事業会計	270,194	569,449	299,255
		水道事業会計	15,363,165	16,445,587	1,082,422
		ガス事業会計	3,684,532	4,049,370	364,838
		病院事業会計	2,906,956	2,670,567	△ 236,389
	法非適用企業	中央卸売市場事業特別会計	0	0	0
合 計		41,651,524	38,221,116	△ 3,430,408	

※中央卸売市場事業特別会計においては解消可能資金不足額を控除した結果、資金不足は生じなかったため0としている。

※国の予算を貸付原資とする母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計における剰余金は、翌年度の貸付財源とするために事業繰越として取り扱うことから、実質収支額が0となっている。

(3) 実質公債費比率

平成 28 年度 (実質公債費比率) =	$\frac{(36,458,668 \text{ 千円} + 32,305,314 \text{ 千円})}{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金)}$	$\frac{(13,397,898 \text{ 千円} + 35,939,750 \text{ 千円})}{(特定財源 + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$
9.61194%	(標準財政規模) 238,045,947 千円	— (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) 35,939,750 千円
平成 29 年度 (実質公債費比率) =	$\frac{(32,494,653 \text{ 千円} + 32,474,030 \text{ 千円})}{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金)}$	$\frac{(15,063,108 \text{ 千円} + 35,491,300 \text{ 千円})}{(特定財源 + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$
6.04107%	(標準財政規模) 274,096,100 千円	— (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) 35,491,300 千円
平成 30 年度 (実質公債費比率) =	$\frac{(32,212,115 \text{ 千円} + 33,211,129 \text{ 千円})}{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金)}$	$\frac{(15,731,314 \text{ 千円} + 35,157,417 \text{ 千円})}{(特定財源 + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$
6.01705%	(標準財政規模) 276,712,919 千円	— (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) 35,157,417 千円
平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 か年平均 = 7.2%		

実質公債費比率は、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 か年平均で 7.2% となっており、早期健全化基準 25% を下回っている。

なお、実質公債費比率の推移は第 3 表のとおりであり、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 か年平均 8.2% に比べ 1.0 ポイント低下している。単年度の比率については、平成 30 年度が 6.01705% となっており、前年度 6.04107% に比べ 0.02402 ポイント低下している。

第 3 表(実質公債費比率の推移)

年 度	実 質 公 債 費 比 率
27年度 (単年度)	9.03414%
28年度 (単年度)	9.61194%
29年度 (単年度)	6.04107%
30年度 (単年度)	6.01705%
実質公債費比率 (27年度～29年度の3か年平均)	8.2%
実質公債費比率 (28年度～30年度の3か年平均)	7.2%
早期健全化基準	25%

(4) 将来負担比率

(将来負担比率) 85.5% =	1,088,404,343 千円 (将来負担額)	—	881,663,025 千円 (充当可能財源等)
	(標準財政規模) 276,712,919 千円	—	(元利償還金・準元利償還金に) 係る基準財政需要額算入額 35,157,417 千円

将来負担比率は 85.5%となっており、前年度 101.1%に比べ 15.6 ポイント低下し、早期健全化基準 400%を下回っている。

なお、将来負担額の内訳及び対前年度比較は第 4-1 表、充当可能財源等の内訳及び対前年度比較は第 4-2 表のとおりである。

将来負担額は 1,088,404,343 千円であり、前年度 1,099,934,395 千円に比べ 11,530,052 千円減少している。これは、地方債の現在高が増加したものの、公営企業債等繰入見込額、退職手当負担見込額、債務負担行為に基づく支出予定額が減少したこと等による。

一方、充当可能財源等は 881,663,025 千円であり、前年度 858,540,647 千円に比べ、23,122,378 千円増加している。これは、地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額、充当可能基金、充当可能特定歳入が増加したことによる。

第4-1表(将来負担額の内訳及び対前年度比較)

(単位：千円)

項 目	29年度		30年度		増 減
	金 額	全体に占める割合	金 額	全体に占める割合	
地方債の現在高	875,098,408	79.6%	878,632,372	80.7%	3,533,964
債務負担行為に基づく支出予定額	19,741,463	1.8%	17,782,698	1.6%	△ 1,958,765
公営企業債等繰入見込額	111,364,555	10.1%	101,510,046	9.3%	△ 9,854,509
組合負担等見込額	0	0.0%	0	0.0%	0
退職手当負担見込額	93,339,115	8.5%	90,131,881	8.3%	△ 3,207,234
設立法人の負債額等負担見込額	390,854	0.0%	347,346	0.0%	△ 43,508
連結実質赤字額	-	-	-	-	-
組合等連結実質赤字額負担見込額	-	-	-	-	-
合 計	1,099,934,395	100.0%	1,088,404,343	100.0%	△ 11,530,052

第4-2表(充当可能財源等の内訳及び対前年度比較)

(単位：千円)

項 目	29年度	30年度	増 減
充当可能基金	229,665,887	238,791,260	9,125,373
充当可能特定歳入	131,054,106	132,840,063	1,785,957
(うち都市計画税)	(86,061,111)	(89,244,990)	(3,183,879)
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	497,820,654	510,031,702	12,211,048
合 計	858,540,647	881,663,025	23,122,378

平成 30 年度決算に基づく仙台市資金不足比率審査意見

第 1 審 査 の 対 象

平成 30 年度決算に基づく資金不足比率

- (1) 仙台市下水道事業会計
- (2) 仙台市自動車運送事業会計
- (3) 仙台市高速鉄道事業会計
- (4) 仙台市水道事業会計
- (5) 仙台市ガス事業会計
- (6) 仙台市病院事業会計
- (7) 仙台市中央卸売市場事業特別会計

上記各事業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審 査 の 期 間

令和元年 7 月 1 日から同年 8 月 22 日まで

第 3 審 査 の 方 法

審査は、各事業の資金不足比率の計算が正確であるか、その算定の基礎となる書類が適正に作成されているかについて、関係資料との照合、各企業管理者等からの説明聴取等の方法により実施した。

第 4 審 査 の 結 果

審査に付された資金不足比率は、いずれも適正に作成された書類に基づき正確に算定されていると認める。

自動車運送事業においては、資金不足が生じているが、経営健全化基準を下回っている。

資金不足比率

事業名	平成 29 年度	平成 30 年度	経営健全化基準
下水道事業	—	—	20%
自動車運送事業	9.4%	6.5%	
高速鉄道事業	—	—	
水道事業	—	—	
ガス事業	—	—	
病院事業	—	—	
中央卸売市場事業	—	—	

(注) 資金不足比率は、資金不足額がない場合は「—」で表示した。

第5 資金不足比率の状況

(1) 下水道事業会計（地方公営企業法適用）

（単位：千円）

区 分	29年度	30年度	増減
資金不足額	-	-	-
(A=a + b - c)	△ 10,316,636	△ 9,192,471	1,124,165
流動負債 (a)	10,074,637	12,315,501	2,240,864
算入地方債現在高 (b)	-	-	-
流動資産 (c)	20,391,273	21,507,972	1,116,699
事業規模 (B)	23,358,553	23,217,688	△ 140,865
資金不足比率 (A/B×100)	-	-	-
経営健全化基準	20%	20%	-

- ・当年度は、 $A < 0$ であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。
- ・流動負債(a)は、翌年度に償還する企業債を控除している。
- ・流動資産(c)は、翌年度繰越事業に充当する特定収入を控除している。

(2) 自動車運送事業会計（地方公営企業法適用）

（単位：千円）

区 分	29年度	30年度	増減
資金不足額	634,971	439,012	△ 195,959
(A=a + b - c - d)	634,971	439,012	△ 195,959
流動負債 (a)	1,811,665	2,072,129	260,464
算入地方債現在高 (b)	-	-	-
流動資産 (c)	1,176,694	1,633,117	456,423
解消可能資金不足額 (d)	0	0	-
事業規模 (B)	6,710,717	6,723,134	12,417
資金不足比率 (A/B×100)	9.4%	6.5%	△ 2.9ポイント
経営健全化基準	20%	20%	-

- ・当年度は、 $a + b - c = 439,012$ 千円 > 0 となることから、算式に解消可能資金不足額(d)を算入している。
- ・流動負債(a)は、翌年度に償還する企業債を控除している。
- ・解消可能資金不足額(d)は、累積償還・償却差額算定方式により算出している。
- ・解消可能資金不足額(d)を控除した結果、資金不足が439,012千円となった。
- ・資金不足額(A)を事業規模(B)で除した資金不足比率は6.5%で、前年度より2.9ポイント改善している。

(3) 高速鉄道事業会計（地方公営企業法適用）

(単位：千円)

区 分	29年度	30年度	増減
資金不足額	-	-	-
($A = a + b - c$)	△ 270,194	△ 569,449	△ 299,255
流動負債 (a)	5,080,040	6,291,206	1,211,166
算入地方債現在高 (b)	-	-	-
流動資産 (c)	5,350,234	6,860,655	1,510,421
事業規模 (B)	16,890,333	17,256,858	366,525
資金不足比率 ($A / B \times 100$)	-	-	-
経営健全化基準	20%	20%	-

- ・当年度は、 $A < 0$ であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。
- ・流動負債(a)は、翌年度に償還する企業債を控除している。

(4) 水道事業会計（地方公営企業法適用）

(単位：千円)

区 分	29年度	30年度	増減
資金不足額	-	-	-
($A = a + b - c$)	△ 15,363,165	△ 16,445,587	△ 1,082,422
流動負債 (a)	6,673,883	5,939,092	△ 734,791
算入地方債現在高 (b)	-	-	-
流動資産 (c)	22,037,048	22,384,679	347,631
事業規模 (B)	24,777,225	24,833,571	56,346
資金不足比率 ($A / B \times 100$)	-	-	-
経営健全化基準	20%	20%	-

- ・当年度は、 $A < 0$ であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。
- ・流動負債(a)は、翌年度に償還する企業債を控除している。

(5) ガス事業会計 (地方公営企業法適用)

(単位：千円)

区 分	29年度	30年度	増減
資金不足額	-	-	-
($A = a + b - c$)	△ 3,684,532	△ 4,049,370	△ 364,838
流動負債 (a)	4,167,367	4,207,227	39,860
算入地方債現在高 (b)	-	-	-
流動資産 (c)	7,851,899	8,256,597	404,698
事業規模 (B)	32,112,428	34,010,141	1,897,713
資金不足比率 ($A / B \times 100$)	-	-	-
経営健全化基準	20%	20%	-

- ・当年度は、 $A < 0$ であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。
- ・流動負債(a)は、翌年度に償還する企業債を控除している。

(6) 病院事業会計 (地方公営企業法適用)

(単位：千円)

区 分	29年度	30年度	増減
資金不足額	-	-	-
($A = a + b - c$)	△ 2,906,956	△ 2,670,567	236,389
流動負債 (a)	2,039,873	2,107,693	67,820
算入地方債現在高 (b)	-	-	-
流動資産 (c)	4,946,829	4,778,260	△ 168,569
事業規模 (B)	14,546,955	15,398,066	851,111
資金不足比率 ($A / B \times 100$)	-	-	-
経営健全化基準	20%	20%	-

- ・当年度は、 $A < 0$ であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。
- ・流動負債(a)は、翌年度に償還する企業債を控除している。

(7) 中央卸売市場事業特別会計（地方公営企業法非適用）

（単位：千円）

区 分	29年度	30年度	増減
資金不足額	-	-	-
($A = a + b - c - d$)	0	0	0
歳出額 (a)	3,668,130	3,067,908	△ 600,222
算入地方債現在高 (b)	50,000	50,000	0
歳入額 (c)	3,668,130	3,067,908	△ 600,222
解消可能資金不足額 (d)	50,000	50,000	0
事業規模 (B)	1,482,414	1,464,882	△ 17,532
資金不足比率 ($A / B \times 100$)	-	-	-
経営健全化基準	20%	20%	-

- ・当年度は、 $a + b - c = 50,000$ 千円 >0 となることから、算式に解消可能資金不足額 (d) を算入している。
- ・歳入額 (c) は、翌年度に繰り越すべき財源を除いている。
- ・解消可能資金不足額 (d) は、算入地方債現在高 (b) のうち、法令の規定により総務大臣の同意を得て起こした地方債の現在高である。
- ・解消可能資金不足額 (d) を控除した結果、 $A = 0$ であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。

(参考) 算定式及び用語の説明

算定式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

用語の説明

・資金不足額

(法適用) (流動負債 a + 算入地方債現在高 b - 流動資産 c) - 解消可能資金不足額 d

(法非適用) (歳出額 a + 算入地方債現在高 b - 歳入額 c) - 解消可能資金不足額 d

※歳入額 c は、翌年度に繰り越すべき財源を除いている。

※ a + b - c > 0 の場合に d を算入する。

・算入地方債現在高 建設改良費・準建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

・解消可能資金不足額 次の①～③のいずれかの方法により算定された額に、④又は⑤の地方債の額を加えたもの。

① 累積償還・償却差額算定方式

② 減価償却前経常利益による負債償還可能額算定方式

③ 個別計画策定算定方式 (基礎控除額算定方式とすることも可能)

④ 算入地方債現在高のうち、経常利益がある法適用企業 (又は経常利益に相当する額がある法非適用企業) が起こした地方債の現在高

⑤ 算入地方債現在高のうち、法令の規定により総務大臣の同意を得て起こした地方債の現在高

・翌年度に繰り越すべき財源 繰越明許費繰越額、事故繰越繰越額等の合算額から、これらに係る未収入特定財源を控除した額

・事業規模 (法適用) 営業収益の額 - 受託工事収益の額

(法非適用) 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額